

島根県人権施策推進協議会の委員を公募します

人権尊重社会の実現を目指し、県民の皆様が家庭、職場、地域など日々の生活の中で感じておられるご意見を幅広く施策に反映するため、島根県人権施策推進協議会においてご意見をいただける方を募集します。

1. 委員の役割

年2回程度開催（松江市内、平日）する協議会に出席し、島根県の人権施策の推進に関する基本的な方向や、施策の在り方に関する重要事項について審議していただきます。

2. 募集人数 1名

3. 委員の任期

令和3年10月1日から令和5年9月30日まで（2年間）

4. 報酬等

協議会の出席に応じ、県が規定する報酬及び旅費を支給します。

5. 応募資格

次の要件の全てに該当する方

(1) 国・地方公共団体の議員・職員でないこと。

(2) 県内に在住する満20歳以上の方。

(3) 特定分野に偏ることなく人権課題全般に関心を持ち、公平かつ客観的な視点から意見を述べることができる方。

(4) 島根県人権施策推進協議会（年2回程度、松江市内、平日開催）に出席できる方。

6. 応募方法

所定の応募申込書に必要事項を記入の上、以下の事項をテーマとした小論文（800字程度）を添えて、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参により応募してください。

・応募申込書は、島根県人権同和対策課ホームページからダウンロードできます。また、島根県人権同和対策課でも配布します。

・小論文の様式は任意（原稿用紙等に手書きされたものや、ワープロで印字されたものも可）とします。

・小論文のテーマ「新型コロナウイルス感染症に関連した人権課題について」

・提出された応募用紙は返却しません。

7. 募集期間

令和3年7月26日(月)～令和3年8月26日(木)17時必着

8. 選考方法

応募者から提出された書類及び面接により、島根県人権施策推進協議会公募委員選考委員会が総合的に審査して選考します。

選考結果については、応募者全員に文書で通知します。

9. 面接

令和3年9月16日(木)10時00分～（1人当たり15分程度）

（詳細は別途連絡します）

10. その他

応募及び選考にかかる経費は、応募者の負担になります。

11. 個人情報

今回記入していただいた「個人情報」については島根県人権施策推進協議会の公募委員の選定以外には使用しません。

また、島根県個人情報保護条例に基づき適切に取扱います。

《応募・お問い合わせ先》

〒690-8501

松江市殿町128番地 県庁東庁舎1F

島根県環境生活部人権同和対策課 調整グループ

電話：0852-22-5900 FAX：0852-22-6166

電子メール：doutai@pref.shimane.lg.jp